

(地 493)

令和 2 年 3 月 2 7 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 范



新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部(局)宛に事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

いわゆる巡回診療については、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解されておりますが、本事務連絡では、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため巡回診療を行う場合は厚生労働省通知「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(現行通知は平成 24 年 10 月 5 日付日医発第 664 号(地 I 130)の文書を以て貴会に送付済み)で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化を図ることが適当であると考えられる」場合に該当するため、同通知に沿い、取り扱って差し支えないこととするものであります。

すなわち、巡回診療が病院又は診療所の事業として当該都道府県内で行われる場合には、新たに診療所開設の手続を要しないものとされます。また、巡回診療計画の事後的な提出についても示しております(その他、同通知中、特に第一 2 及び第二 2 を参照)。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、同省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて」及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」を同封いたします。

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 25 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 25 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

### 新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和 2 年 2 月 16 日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症に対応するため、巡回診療を行う場合の医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、御留意願います。

### 記

いわゆる巡回診療については、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解されるが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため巡回診療を行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日付け厚生省医務局長通知）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。

なお、上記通知において規定する巡回診療実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

事務連絡

令和2年2月16日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について

平素より医療施設等の適切な運営に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）に基づく帰国者・接触者外来の設置等の対応を行っていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等を図るため、医療法第7条第2項に規定する事項を変更する場合の手続について次のとおりといたします。貴職におかれましては、内容を十分御了知の上、管内医療機関へ周知を図っていただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

### 記

病院又は診療所（臨床研修等修了医師でない者が開設するものに限る。）の開設者が新型コロナウイルス感染症に罹患した患者に対する医療の提供等のために医療法施行規則第1条の14第1項第8号（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員）、第9号（敷地の面積及び平面図）、第11号（建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示するもの。））及び第12号（病院における診察室等の施設の有無及び構造設備の概要）に掲げる事項を変更しようとする場合であつて、新型コロナウイルスのまん延防止を図るために当該変更を行う必要性が高く、当該医療機関の診療実績等に鑑みて医療法に規定する各種義務が履行されることが明らかであると都道府県知事等が認めた場合には、医療法第7条第2項に規定する都道府県知事等による許可については事後に行つて差し支えないこと。ただし、この場合においても可能な限り速やかに許可申請等の手続を行うものとする。

○本件についての問合せ先

厚生労働省医政局総務課

TEL : 03-5253-1111 (内線4158)

FAX : 03-3501-2048

E-mail : [isei\\_soumu@mhlw.go.jp](mailto:isei_soumu@mhlw.go.jp)

事務連絡  
令和2年2月17日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への医療機関における対応については、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受け入れについて」（令和2年2月10日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡）において、感染症病床以外に入院させることに対する医療法（昭和23年法律第205号）における取扱い等について周知を依頼したところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者を臨時的に受け入れるに当たっての医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いとするに当たっては、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づき、院内感染防止体制を徹底いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、御留意願います。

### 記

#### 1. 定員超過入院等について

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、感染症病床の病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書きの臨時応急の場合に該当する。

ただし、定員超過入院等は緊急時の一時的なものに限られ、常態化する場合には、医療法の感染症病床の増床手続を行う必要があるため、希望する場合には、厚生労働省医政局地域医療計画課に相談していただきたい。

○診療所の管理者の常勤について

令和元・九・一九 医政総発九〇九一九  
第二 医政地監九一九第一  
各都道府県衛生主管部(局長) 厚生  
労働省医政局総務 地域医療計画課長  
連名通知

これまで、診療所の管理者については、「管理者の常勤しない診療所の開設について(昭和二十九年十月十九日付け医取第四〇三号各都道府県知事宛厚生省医務局長通知 以下「通知」という。))において、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」とされているほかは、具体的な考え方を示しておらず、各都道府県等において、個別の事案に応じた適切に判断していたところである。

近年、診療所内の監督義務等は適切に行うことを前提に、一定程度の柔軟な勤務を行う医師を管理者とすることで、地域における医師不足や専門的医療ニーズ等に対応できるようにすることの必要性が、令和元年地方分権改革に関する地方からの提案等において指摘されている。

今後、こうした指摘や近年の情報通信技術の発達等を踏まえ、診療所の管理者に係る考え方を、左記により示すこととしたので、貴職におかれては、その趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関に周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づき技術的助言であることを申し添える。

記

1 診療所の管理者は、医療法(昭和二十二年法律第二百五号)に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として勤務時間中常勤とする。

第一 この取り扱いには、次のいずれかに該当する場合にのみ認められるものとする。

1 巡回診療車又は巡回診療船であつて当該車輦又は船舶内において診療を行なうことができる構造となっているもの(以下「移動診療施設」という。)を利用する場合。

2 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的な反覆継続(おおむね毎週二回以上とする。)して行なわれるもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行なわれるものとなるもの。

第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次のとおりとする。

1 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合。

(1) 巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手続をとるものとする。

(2) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請又は届出にあつては、次のとおりの取り扱いとする。

ア 実施主体が当該都道府県内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体の住所に併せて、当該都道府県内の連絡場所を記載させること。

イ 開設の場所以て、おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。

ウ 開設の目的及び維持の方法については診療報酬の徴収方法を併記させること。

エ 敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載させること。

オ なお、これを変更した場合には変更許可又は届出の手続をいせぬこと。

2 ただし、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、常勤の医師を確保することが困難である場合や管理者となる医師の育児・介護等の家庭の事情により一定期間弾力的な勤務形態を認める必要が高い場合等において、例外的に常勤でなくとも管理者として認められること。ただし、この場合においても管理者として認められること。また、この場合に於いては、常時連絡を取れる体制を確保する等、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であること。

3 また、前記の例外的な取扱いを行う診療所(へき地や医師少数区域等の診療所を除く。)がある場合、当該診療所が所在する都道府県は、当該情報が地域の外来医療機能に関する情報の一部であるという観点から、医療法第三十条の十八の二第一項の規定により設置される外来医療の提供体制に関する事項についての協議の場において、当該情報の報告を行うこととする。

(1) 巡回診療が病院又は診療所の事業として行なわれる場合、当該巡回診療を行なうためのみ許可されること及び(2)のイに記した実施計画が引き続き提出されない場合であつて、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に承知させること。

(7) 巡回診療を行なうにあつては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

2 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合

(1) 新たに診療所開設の手続を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを変更したときも同様とする。

ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地

ウ おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画

エ 診療を行なうとする科目

オ 巡回診療実施の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法

カ 移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(開設の許可等)

○巡回診療の医療法上の取り扱いについて

【昭和三七・六・二〇 医発五五四  
各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知】  
改正 平二 医政発九〇三二〇〇五・平二四 医政発一〇〇〇  
第七

いわゆる巡回診療(巡回診療において行われる予防接種も含む。)については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行なう巡回診療であつて、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関して、左記のとおり取り扱いを差し支えないこととしたので通知する。

なお、この取り扱いには、巡回診療が特に必要である場合に認められるものである。巡回診療実施計画、実施主体の定款又は寄附行為及び実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないこと等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなった場合には直ちにその取扱いを中止することとする。

合には定款又は寄附行為

(1) のウに記した医師又は歯科医師である実施責任者として当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則つて巡回診療を管理させること。

(2) 巡回診療の実施に関しては、医療法施行令第四条又は第四条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく許可又は届出を要しないものとして差し支えないこと。

(3) 巡回診療を行なうにあつては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

3 巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であっても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合

1 と同様の取り扱いとする。

巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であっても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合

1 と同様の取り扱いとする。

巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であっても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合

1 と同様の取り扱いとする。

巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であっても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合

1 と同様の取り扱いとする。

巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であっても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合

1 と同様の取り扱いとする。